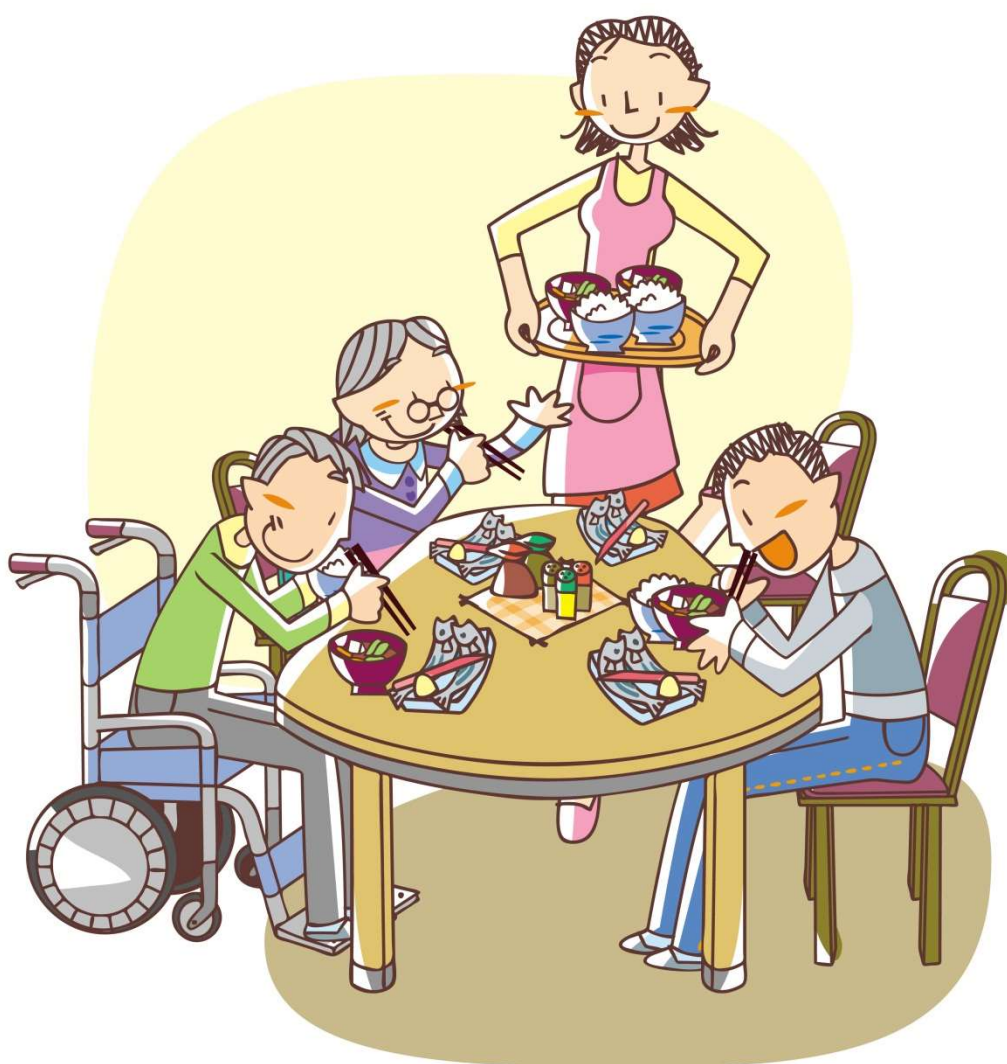


大切な「いのち」を支える 佐呂間町自殺対策行動計画



令和3年(2021年)11月

北海道 佐呂間町

目 次

序 章	はじめに	1
第 1 章	計画策定の趣旨等	2
1.	策定の趣旨	2
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の数値目標	3
第 2 章	佐呂間町における自殺の現状と課題	4
1.	自殺者の特徴（優先される対象群）	4
2.	自殺者数と自殺死亡率の推移	5
3.	年代別自殺者数	6
4.	性別の自殺者数	6
5.	近隣町村との比較	7
6.	就労状態及び同居人有無別死亡率	7
7.	就労関連状況	8
第 3 章	大切ないのちを支える自殺対策における取り組み	9
1.	施策体系	9
2.	基本施策	9
①	地域におけるネットワークの強化	9
②	自殺対策を支える人材の育成	10
③	住民への啓発と周知	10
④	生きることの促進要因への支援	11
⑤	児童生徒の S O S の出し方に関する教育	11
3.	重点施策	12
①	高齢者の自殺対策の推進	12
②	生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動	13
③	子供・若者に対する自殺対策の推進	14
④	働く人に対する自殺対策の推進	15
第 4 章	今後の実施目標	16
第 5 章	計画の推進体制	17

序 章 はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになりました。

国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、全国的に自殺者数は減少してきておりますが、依然として年間2万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いています。

佐呂間町においても、今なお自殺によりかけがえのない命を失っている方がいます。

このような中で、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられたことを機に、「大切ないのちを支える佐呂間町自殺対策行動計画」を策定いたしました。

自殺は「個人の問題」ではなく、未然に防ぐことのできる「社会的な問題」であるとの認識に立ち、誰もが自殺に追い込まれることのないように、社会全体で取り組むことが大切です。

佐呂間町では総合計画において「自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創る、生涯の郷、サロマ」を将来像に掲げ、まちづくりを推進いたします。

佐呂間町のすべての町民が、心も体も経済的にも、健やかに暮らすことができるまちにしていくため、皆様とともに佐呂間町全体で取り組みを推進してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年11月

佐呂間町長 武 田 温 友

第1章 計画策定の趣旨等

1. 策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年に急増し、年間3万人前後の高水準で推移し、平成23年以降は減少しているものの、年間2万人を超えており、依然として先進諸国よりも高い状況となっています。

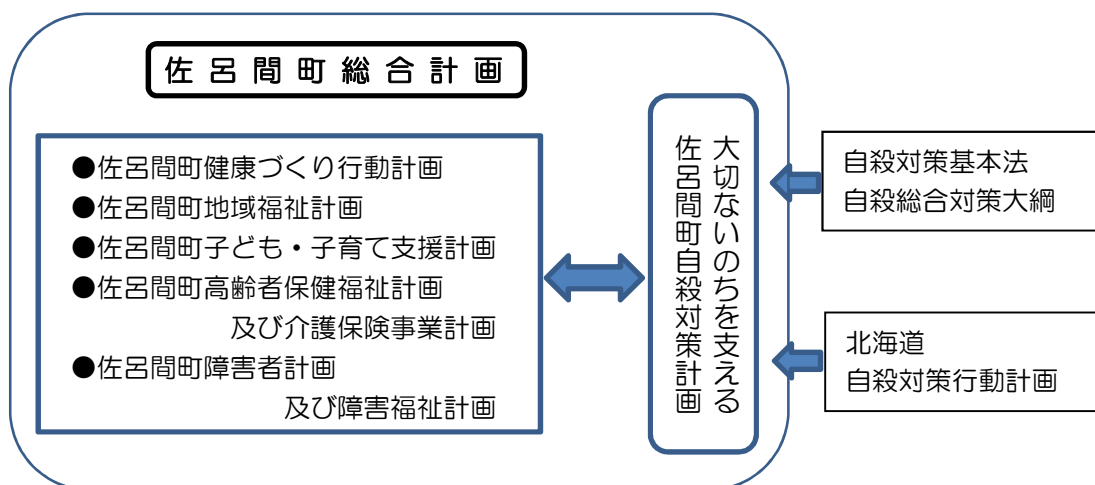
国では平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、自殺は「個人的な問題」から「社会的な問題」として広く認識されるようになり、平成28年には自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

これらの背景を踏まえ、本町では「大切ないのちを支える佐呂間町自殺対策計画」（以下「計画」という。）を策定し、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関係機関との連携のもと、「生きることの包括的な支援」として町全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「佐呂間町総合計画」下位計画とし、下図のとおり関連計画や「北海道自殺対策行動計画」との整合性を図りながら策定します。



3. 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間の計画期間とします。

また国の施策と連携する必要があることから、自殺総合対策大綱の改正や社会状況の変化を考慮して見直しを行うこととします。

4. 計画の数値目標

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年までに自殺死亡率を平成27年の18.5（10万対）と比べて、30%以上減少させ13.0（10万対）以下にすることを目標としています。

また、北海道では平成28年の17.5（10万対）と比較して、令和9年までに30%減少させ12.1（10万対）以下にすることを目標としています。

本町においては、平成27年～令和元年までの自殺者数は6人であり、令和7年の直近5年間の自殺者数の減少を目標とします。

第2章 佐呂間町における自殺の現状と課題

1. 自殺者の特徴（優先される対象群）

自殺の背景には、健康問題だけではなく、失業や人間関係・生活困窮や介護疲れなど、様々な要因が複雑に絡み合っています。

自殺対策は、一つの要因のみにアプローチするのではなく、保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関が相互に連携を図りながら支援を展開することが必要です。

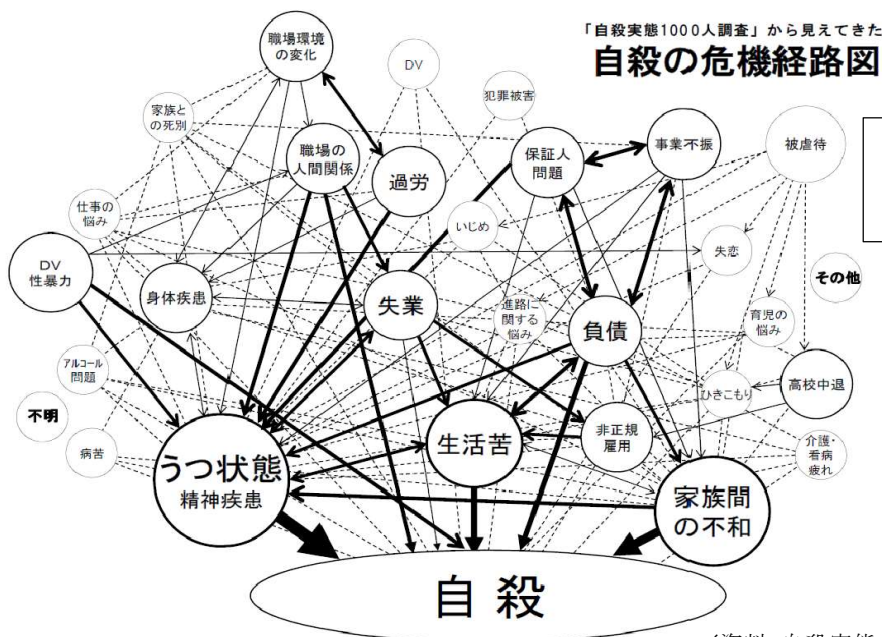
佐呂間町の自殺者の区分（表1）を見ると「高齢者」「生活困窮」「勤務・経営」といった特性に目を向ける必要があります。

（表1）主な自殺者の特徴（平成27年～令和元年）

上位4区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位：男性60歳以上無職 独居	2人	33.3%	449.7	失業(退職)→死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2位：女性60歳以上無職 同居	2人	33.3%	49.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：女性40～59歳有職 独居	1人	16.7%	507.8	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
4位：女性40～59歳無職 同居	1人	16.7%	88.7	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。
*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしました。これらは特異性に見て代表的と考えられる経路の一例です。

（資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2020)」）



自殺で亡くなった 523 人の、その一人ひとりの亡くなるまでの軌跡を辿ると、そこには共通の「自殺の危機経路」が浮かび上がってきた。

（資料：自殺実態白書 2013 NPO 法人ライフリンク発行）

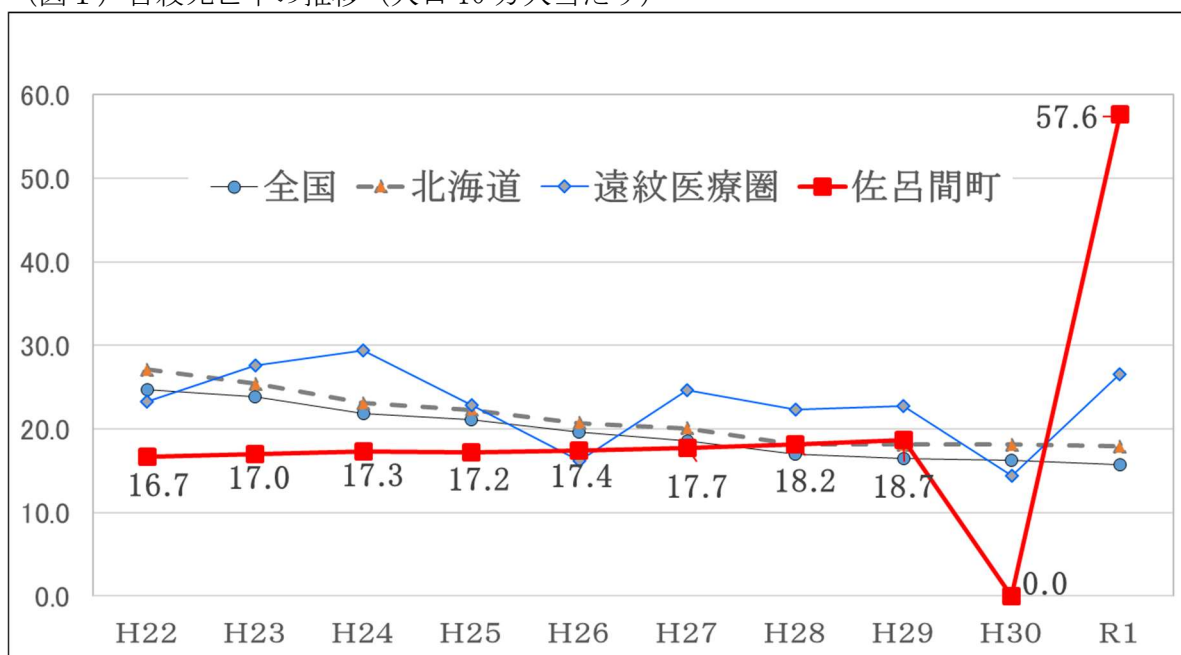
2. 自殺者数と自殺死亡率の推移

自殺者数の推移を平成22年から平成26年までと平成27年から令和元年までの5年ごとに区切ってみると、全国、北海道では減少傾向がみられますが、佐呂間町では平成22年～平成26年で5人、平成27年から令和元年で6人と横ばいの状態です。(表2)自殺死亡率(10万人あたりの死亡者数)は、全国、北海道では緩やかに減少していますが、佐呂間町は人口規模が小規模であり、変動が大きく見られます。平成30年には一旦0人となりましたが、令和元年に上昇がみられています。(図1)

(表2) 自殺者数の推移(人) (資料:警視庁自殺統計)

地域	H22	H23	H24	H25	H26	H22～H26 計	H22～H26 平均
全国	31,334	30,370	27,589	27,041	25,218	141,552	28,310.4
北海道	1,498	1,398	1,267	1,216	1,130	6,509	1,301.8
遠紋医療圏	18	21	22	17	12	90	18.0
佐呂間町	1	1	1	1	1	5	1.0
地域	H27	H28	H29	H30	R1	H27～R1 計	H27～R1 平均
全国	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	107,278	21,455.6
北海道	1,094	978	970	965	949	4,956	991.2
遠紋医療圏	18	16	16	10	18	78	15.6
佐呂間町	1	1	1	0	3	6	1.2

(図1) 自殺死亡率の推移(人口10万人当たり)



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国	24.7	23.9	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	16.5	16.2	15.7
北海道	27.1	25.4	23.1	22.3	20.7	20.1	18.1	18.1	18.1	17.9
遠紋医療圏	23.3	27.6	29.4	22.8	16.2	24.6	22.3	22.7	14.4	26.5
佐呂間町	16.7	17.0	17.3	17.2	17.4	17.7	18.2	18.7	0.0	57.6

3. 年代別自殺者数

年代別の自殺者数を平成22年から平成26年までと平成27年から令和元年までの5年ごとに区切ってみると、平成22年から平成26年では20歳代、30歳代の若い世代の自殺がみられましたが、平成27年以降は、40歳代以上の働き盛り世代、また高齢期での自殺がみられています。過去10年間では特に70歳代の高齢者の自殺者数が5人（45.5%）となっています。

(表3) 年代別自殺の推移(人) (資料:警視庁自殺統計)

年代	H22～H26計	H27～R1計	H22～R1計
20歳未満	0	0	0
20歳代	1	0	1
30歳代	1	0	1
40歳代	0	1	1
50歳代	0	1	1
60歳代	1	1	2
70歳代	2	3	5
80歳以上	0	0	0
合計	5	6	11

4. 性別の自殺者数

平成22年から令和元年までの自殺死者総数11人のうち、男性が4人(36.4%)、女性が7人(63.6%)となっています。

また、全国を基準とした標準化死亡比(※)では、平成18年～平成27年は男女ともに全国より高い状況でしたが、平成22年～令和元年では、男性は全国より低くなりましたが、女性は更に高い数値となっています。

(表4) 男女別自殺者数(人) (資料:警視庁自殺統計)

性別	H22～26計	H27～R1計	H22～R1計	割合
男性	2	2	4	36.4%
女性	3	4	7	63.6%
合計	5	6	11	100.0%

(表5) 男女別標準化死亡比(資料:北海道における主要死因の概要9、10)

性別	H18～H27	H22～R1
男性	144.9	65.2
女性	176.2	199.4
合計	154.5	107.3

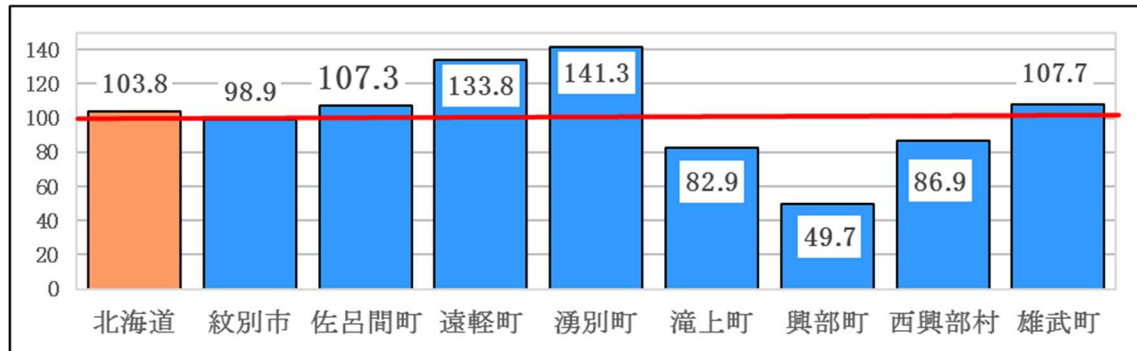
※標準化死亡比:年齢構成が異なる地域間において死亡状況を比較するための指標です。全国の基準値を100とし、100以上の場合には全国より死亡率は高く、100以下の場合は、死亡率が低いとされます。

5. 近隣町村との比較

男女合わせた標準化死亡比では、平成 18 年から平成 27 年までは 154.5 と遠紋医療圏でも高い数値でした。平成 22 年から令和元年では 107.3 に下がりましたが、全国、北海道と比較すると、佐呂間町は有意差はありませんが、やや高い数値となっています。

(表 5、図 2)

(図 2) 近隣市町村の標準化死亡比の比較 (資料：北海道における主要死因の概要 10)



6. 就労状態及び同居人有無別死亡率

平成 27 年～令和元年までの自殺死亡数では、6 人中 5 人は無職でした。自殺者の年代で 60 歳以上の人が多い影響も考えられます。

同居の有無でみると、男性 2 人は何れも独居でした。女性は、4 人中 3 人が同居有り、1 人が独居で、同居と独居のどちらにもみられています。

(表 6) 就労状況及び同居人有無別死亡率 (人口 10 人対) 平成 27 年～令和元年

性別	年齢階級	職業	同居・独居区分	自殺者数	自殺死亡率 (10 万対)	全国自殺死亡率 (10 万対)
男性	20～39 歳	有職者	同居	0	0.0	14.8
			独居	0	0.0	29.3
		無職者	同居	0	0.0	51.0
			独居	0	0.0	81.9
	40～59 歳	有職者	同居	0	0.0	17.1
			独居	0	0.0	37.4
		無職者	同居	0	0.0	105.8
			独居	0	0.0	239.3
	60 歳以上	有職者	同居	0	0.0	14.6
			独居	0	0.0	36.1
		無職者	同居	0	0.0	29.8
			独居	2	449.7	90.1
女性	20～39 歳	有職者	同居	0	0.0	5.3
			独居	0	0.0	10.9
		無職者	同居	0	0.0	12.3
			独居	0	0.0	27.0
	40～59 歳	有職者	同居	0	0.0	6.2
			独居	1	507.8	13.8
		無職者	同居	1	88.7	14.1
			独居	0	0.0	41.7
	60 歳以上	有職者	同居	0	0.0	6.7
			独居	0	0.0	10.2
		無職者	同居	2	49.7	13.5
			独居	0	0.0	21.6

7. 就労関連状況

平成27年～令和元年までの有職者の死亡数は1人であり、「被雇用者」でしたが、背景について、具体的に把握するのは難しい状況です。

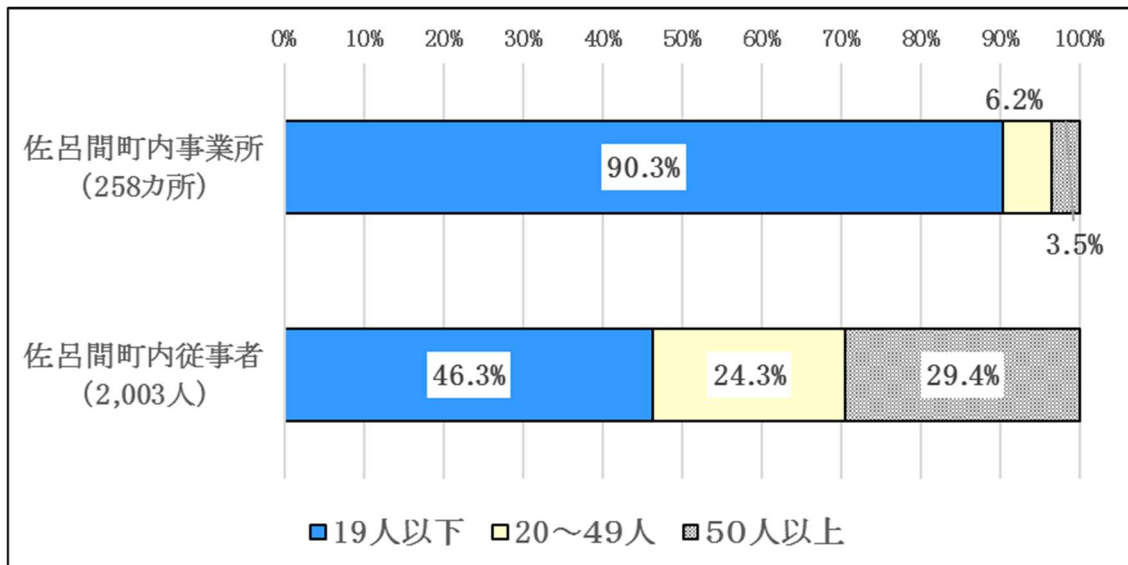
町内の就業者の状況を見ると、町内の常就業者のうち170人（6.1%）が他市町村で従事しています。また、町内従業者のうち、368人（12.6%）が他市町村に常住しています。（表7）

町内の事業所は、労働者数50人未満の小規模の事業所が90%以上を占めています。一般的に、小規模事業所が単一の事業所でメンタルヘルス対策を推進するには、難しい面がある事が考えられます。（図3）（表8）

（表7）地域の就業者の常住地・従業地（資料：総務省「平成27年国勢調査」）

		従業地			合計
		町内	町外	不明	
常住地	自区域	2,553	170	44	2,767
	他区域	368	—	—	368
合計		2,921	170	44	3,135

（図3）地域の事業所規模別事業所割合／従事者の割合（資料：平成28年経済センサス）

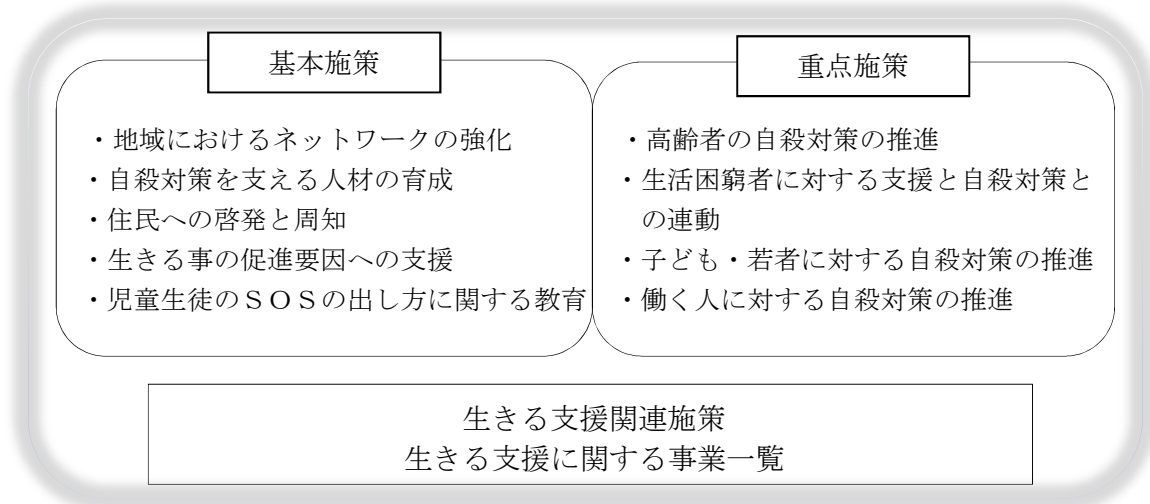


（表8）地域の事業所規模別従事者の人数

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業員のみ
事業所数	258	169	41	23	10	6	6	1	2
従事者数	2,003	365	259	304	243	243	394	195	0

第3章 大切ないのちを支える自殺対策における取り組み

1. 施策体系



2. 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係やひきこもりなどの問題のほか、地域・職場環境の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況等が複雑に関係しています。誰もが自殺に追い込まれることのない、安心して生きられるよう精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。そして、包括的に取組むために、医療、保健、福祉、教育、労働その他の様々な関係機関と連携強化を図り、ネットワークを推進していきます。

また、既存の会議・協議会において、各分野での情報共有や対策の検討の際に、自殺予防の視点を持ち、協議します。

事業名等	事業内容	担当部署 関係機関
自殺予防 対策連絡会議	自殺対策事業に関わる関係機関が連携し、自殺対策を推進することが出来るよう、各機関（保健所、消防署等）で取組等についての連絡会議を行い、各機関対応の中で、自殺の恐れがある人を把握した場合に情報交換を行う等、連携し総合的かつ効果的な対策を推進します。	保健福祉課（事務局） 自殺対策委員会 保健所
地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を継続できるよう関係団体が連携し、引きこもりや孤立している高齢者等の情報について共有します。	保健福祉課 地域包括支援センター 相談支援事業所
民生児童委員協議会	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として対応します。	保健福祉課
自立支援協議会	障害者や家族が、地域で安心して生活できるよう関係者で現在の対策について情報共有をします。	保健福祉課 相談支援事業所
要保護児童対策協議会	要保護児童、虐待を受けている児童・家族が必要な相談支援につながるよう情報共有と支援の検討を行います。	保健福祉課 児童相談所

② 自殺対策を支える人材の育成

生きることの包括的な支援に関わる幅広い支援者等に対し、自殺対策に関する研修会等を実施し、適切な支援ができる人材を養成することが必要です。

身近な地域での支えとなる町民を増やし、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修等を強化して行きます。

事業名等	事業内容	担当部署 関係機関
ゲートキーパー 養成講座	周りの人の異変に気付くこと、またその場合に適切に行動できるよう様々な分野（町職員、民生委員、一般住民、商工会等々）の各関係団体を対象としたゲートキーパー研修会を開催し、生活面で深刻な問題を抱えている人に寄添いながら支援できる人を増やします。	保健福祉課 総務課 経済課 農務課 保健所

③ 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる人の心情や背景が理解されにくい現状があり、そうした心情や背景への理解を深め、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰にでも当事者となり得る重大な問題であるということの意識の普及啓発を行います。

また、いのちや暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが町全体の共通認識となるように、積極的に自殺予防の普及啓発を行います。

地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早期に専門機関につなぐことができるような体制を整備します。

事業名等	事業内容	担当部署 関係機関
こころの健康に関する講座の開催	職場や自治会、老人クラブ等で行う健康相談や健康教育の機会に、こころの健康や自殺に関する正しい知識についての理解を深めるための講座を行います。	保健福祉課
広報やホームページを活用した啓発活動	町のホームページやフェイスブックに自殺対策に関する情報を掲載し、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）の周知と理解促進を図ります。	

④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加え「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことが必要です。

生活上の困り事を察知し、連携して解決を図る支援、居場所づくり等に関する対策を推進していきます。

事業名等	事業内容	担当部署 関係機関
老人クラブ	高齢者の社会参加や生きがいづくりの場となるよう活動を支援します。	保健福祉課 町社協
各種サロン事業	社会福祉協議会と連携しながら、参加者同士が交流や相談を通して、孤立を防ぎ、不安やストレスの解消を図ります。	保健福祉課 町社協
介護予防事業	介護予防事業を通して、心身機能の低下の予防を図ります。また、参加者同士の交流を図ることで心身の健康の保持増進を図ります。	保健福祉課 地域包括支援センター
障がい相談	障がいの認定を受けている方に限定しない相談窓口。	保健福祉課 町社協 相談支援事業所
寿大学	高齢者の社会参加や生きがいづくりの場となるよう活動を支援します。	社会教育課
こころの健康相談	保健師が様々な心の健康についての相談に対応します。	保健福祉課 保健所
相談支援体制の整備	あらゆる面接、相談等（健康相談、人権相談、納税相談、年金相談など）を通じて、それぞれの困りごとを把握しながら、状況に応じて関係部署との連携を図り、必要な支援につなげます。	全 課

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、困難やストレスに直面し、いのちや暮らしに危機を感じたとき、誰にどのように助けを求めればよいのか、周りの信頼できる人に助けを求めることができるよう、具体的かつ実践的に方法を学ぶと同時に、周囲に助けを求めてもよいということ学ぶ「SOSの出し方教育」を推進していきます。

また、こうした子どものSOSに対して、適切に対応できるような相談体制を整備していきます。

事業名等	事業内容	担当部署 関係機関
啓発活動	児童生徒・保護者へのいじめが人権侵害であることに対する啓発等を行います。	管理課
親と子の電話相談	勉強、友達、いじめ、家庭、性のこと等々、相談に対する対応を行います。	管理課
SOSの出し方教育	児童生徒がいのちの大切さを学び、生活上の困難やストレスに直面した時の対処法やSOSの出し方を学ぶための教育を学校と連携しながら行います。	管理課 保健福祉課 保健所

3. 重点施策

① 高齢者の自殺対策の推進

佐呂間町の高齢者の自殺割合は約6割となっています。高齢者は経済的な問題を抱えやすく、また身体的心理的な理由から閉じこもりやうつ状態になりやすいことや地理的環境から冬期間の積雪により、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムの構築や地域福祉等と連携した事業の展開を図る必要があります。

高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要なため、さまざまな社会資源を活用し、生きることの包括支援として施策の推進を図ります。

事業名等	事業内容	担当部署 関係機関
高齢者の健康づくりと地域交流の場の充実	現在ある老人クラブや寿大学、グループ活動、サロン事業などについて周知し、孤立を防ぎ、生きがいある生活ができるよう支援していきます。	保健福祉課 社会教育課 町社協
地域包括支援センター・関係機関との連携	地域で暮らす高齢者の個別課題について把握し、関係機関がケア会議等で共有、連携することで自殺に追い込まれないよう支援していきます。	保健福祉課 地域包括支援センター
介護予防事業・介護予防生活支援・介護サービス事業	高齢者の個々に応じて、相談や必要なサービス支援につなげることによって、日常生活に関する不安の解消に努めます。	保健福祉課 地域包括支援センター
健康相談・健康教室	自治会や各種団体等で開催する健康相談や健康教育の機会にこころの健康や自殺に関する理解を深めるための健康教育を行います。	保健福祉課
各種がん検診及び健康診査の実施	健診を受けることによって、高齢者の健康面の不安軽減に努めます。	保健福祉課

② 生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動

生活困窮者は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、引きこもり等、さまざまな問題を抱えていることが考えられ、自殺のリスクが高い傾向にあります。

生活困窮者自立支援制度に基づく支援と、自殺対策施策が緊密に連携し、経済や生活面のほか、心の健康等の視点も含めた包括的な支援を推進します。

事業名等	事業内容	担当部署 関係機関
消費者生活センターとの連携	消費生活で困っている住民に対し、センターと連携し、自殺のリスクが高い人がいる場合は、必要な機関につなげられるように連携を強化します。	経済課 保健福祉課 町社協
ハローワークとの連携	仕事上で困っている住民に対しては、ハローワークと連携し、自殺のリスクが高そうな人の場合は、必要な機関につなげられるよう連携を強化します。	経済課 ハローワーク
生活保護 援助事業	相談者が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	保健福祉課
民生児童委員による地域における相談・支援	住民の生活上の問題に関する相談に応じ、必要があれば関係機関等へつなげます。	保健福祉課 民児協
生活福祉資金の貸付	低所得者や障がい者、高齢者世帯の自立を支援するための貸付を行います。	町社協
年金相談	年金の相談受付時に、自殺リスクを抱える住民を早期発見し、必要に応じて適切な相談窓口につなげます。	町民課

③ 子供・若者に対する自殺対策の推進

平成 22 年から令和元年まで、本町における 20 歳未満の自殺者はいませんが、全国で見ると、20 歳未満の自殺者は平成 10 年以降概ね横ばいです。20 歳代・30 歳代の死亡率は他の年代に比べて比較的高く、全国的に見ても若年層の死因に占める自殺の割合は高いことから若年層の自殺対策が課題となっています。

さらに、平成 28 年 4 月、基本法の改正により、学校における SOS の出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことから、若者の自殺対策を更に推進することが求められています。

問題を克服した過去の経験が少ない、人間関係が希薄、自己肯定感が低いなど、「生きることの促進要因」が少ない子ども・若者は、些細な出来事に対しても大きく傷つき、自殺のリスクが高まる可能性があるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、生きることの促進要因の増加を図ります。

事業内容	事業内容	担当部署 関係機関
SOS の出し方 教育（再掲）	児童生徒がいのちの大切さを学び、生活上の困難やストレスに直面した時の対処法や SOS の出し方を学ぶための教育を学校と連携しながら行います。	管理課 保健福祉課 保健所
教職員・教育関係者の研修会受講	教育機関等と連携を図りながら、児童生徒が発信する SOS のサインに気づき、相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	管理課
相談窓口の周知	いじめや不登校、その他学校生活に関する相談窓口一覧を児童生徒と保護者に配布し、悩みや困りごとを発信できるよう相談窓口の周知を図ります。	管理課
児童生徒の支援体制の強化	いじめや不登校等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、学校等の関係機関と連携して支援します。	管理課 保健福祉課

④ 働く人に対する自殺対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、啓発、相談体制の整備等、過労死等の防止のための対策を推進します。

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法によるストレスチェック制度を実施しながら、メンタルヘルス対策の普及を図ります。

事業名等	事業内容	担当部署 関係機関
商工会の 相談事業	中小企業への相談事業の機会を利用して、過労死対策やメンタルヘルス対策の普及を図ります。	経済課
ストレス チェックの実施	職員や教職員が、自身のストレス度合いに気づき、メンタル不調を未然に防ぎます。	総務課 管理課
ゲートキーパー 養成講座 (再掲)	周りの人の異変に気付くこと、またその場合に適切に行動できるよう様々な分野（町職員、民生委員、一般住民、商工会等々）の各関係団体を対象としたゲートキーパー研修会を開催し、生活面で深刻な問題を抱えている人に寄添いながら支援できる人を増やします。	保健福祉課 総務課 経済課 農務課 保健所

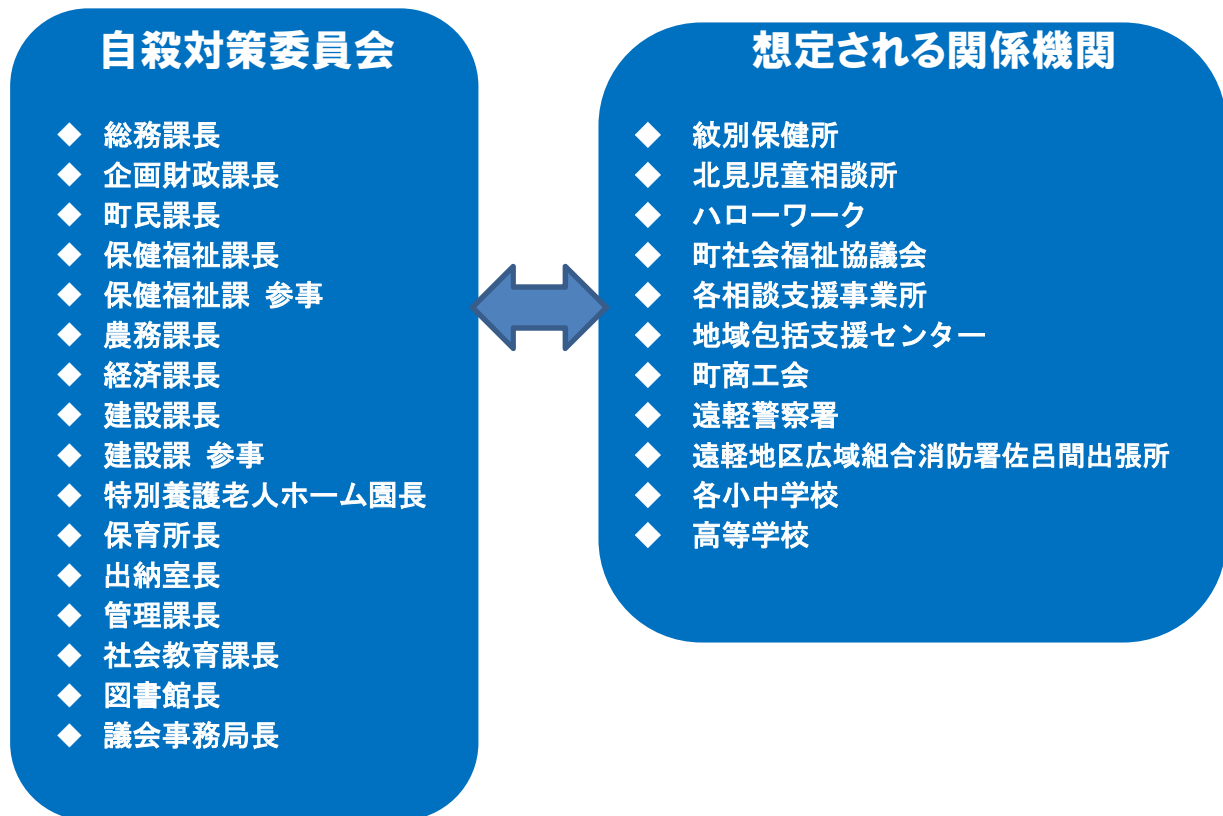
第4章 今後の実施目標

主な施策	事業内容	現状値 令和2年	実施目標
地域におけるネットワーク強化	自殺予防対策連絡会議	未実施	年1回
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座	未実施	年1回以上
住民への啓発	こころの健康に関する講座の開催	未実施	年1回
	自殺予防に関する情報提供（広報、町ホームページ）	不定期	年2回以上
生きることへの促進 要因への支援	こころの健康相談・相談機関に関する周知（広報・町ホームページ）	不定期	年1回以上
	サロン事業の紹介（社会福祉協議会だより・ホームページ）	不定期	年1回以上
高齢者の自殺対策の 推進	地域ケア会議での高齢者の見守り体制、自殺予防に関する検討	不定期	年1回以上
	民生児童委員による声かけ・ふれあい郵便	月1回	月1回
児童生徒のSOSの 出し方に関する教育	SOSの出し方教育	未実施	小中学校 年1回
	相談窓口の周知	小中学校 年1回	小中学校 年1回
生活困窮者に対する 支援と自殺対策の連 動	民生児童委員における相談・支援状況に関する情報交換	年6回	年6回
	相談窓口・相談事業所に関する周知（広報、町ホームページ）	年1回	年1回以上

第5章 計画の推進体制

自殺対策の推進にあたっては、庁内関係者で構成する自殺対策委員会において、関係各課の連携体制を構築しながら、実効ある施策の推進を図っていきます。

また、庁内以外の関係機関との連携を図りながら、総合的な自殺対策を推進します。



佐呂間町自殺対策行動計画

発行 北海道 佐呂間町
発行日 令和3年11月
編集 佐呂間町保健福祉課
住所 〒093-0592
北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地1
佐呂間町役場内
電話 01587-2-1212
FAX 01587-2-3368
Email hoken@town.saroma.hokkaido.jp